

上山小学校 PTA 規約

第1章 名称及び事務局

第1条 (事務局)

この会は、事務局を上山小学校内に置く。

第2条 (名称)

この会は、上山小学校 PTA という。

第2章 目的

第3条 (目的)

この会は、保護者と教職員が協力し、児童の健全な成長を願い、安全で充実した教育環境をつくることを目的とする。

第3章 方針

第4条 (方針)

この会は、次の方針に基づいて活動する。

1. 会員はすべて平等な権利を有する。
2. 政治・宗教に関係する団体からの支配・統制・干渉を受けず、営利を目的とする行為は行わない。
3. 児童の教育や福祉の充実のため、関係団体や機関と協力する。

第4章 会員

第5条 (構成)

この会の会員は、次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童の保護者のうち、この会に加入を希望する者
2. 本校に勤務する教職員のうち、この会に加入を希望する者

第6条 (会費)

会員は、所定の会費を納める。

第5章 会計

第7条（経費）

この会の活動に関する経費は、会費およびその他の収入によってまかなう。

第8条（会費の決定）

会費は、運営委員会で協議の上、総会の承認を経て決定する。

ただし、前回より減額する場合は、運営委員会のみで決定できる。

第9条（予算・支出）

会計は、年度初め総会で承認された予算に基づいて行う。

予算外支出は運営委員会で協議し決定する。

ただし、その額が年間予算の20%を超える場合は、臨時総会の承認を必要とする。

第10条（決算）

決算は、会計監査の監査を経て、年度初め総会に報告し承認を得る。

第11条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 運営委員及び会計監査

第12条（運営委員）

この会は、会員の自由意思により運営委員を選出し、運営委員が会の運営を行う。

運営委員の中から会計担当者を選出する。

第13条（任期）

運営委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。再任は妨げない。

第14条（総会出席代表者）

運営委員は、次年度の年度初め総会に出席する代表者を選出する。

代表者は、事業報告および決算報告を行う。

第15条（任務）

運営委員の任務は次のとおりとする。

1. 運営委員会の開催
2. 会の財産の管理・運用状況の相互確認および報告
3. 教育環境向上のための企画・提言

第 16 条（会計監査）

会計監査を 2 名置く。1 名は教職員、1 名は運営委員より選出する。

第 17 条（監査）

会計監査は、必要に応じて随時監査を行う。

第 18 条（任期）

会計監査の任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。なお、任期終了後も年度初め総会には出席する。

第 7 章 総会

第 19 条（構成）

総会は全会員をもって構成する。

第 20 条（種類および開催）

総会は、年度初め総会および年度末総会の年 2 回とし、必要に応じて臨時総会を開催する。

総会は、対面・書面・データ配信のいずれかで行う。

実施方法は運営委員会で決定し、議決はオンラインフォーム等により行う。

第 21 条（定足数および議決）

対面開催の場合の定足数は会員の 5 分の 1 とする（委任状を含む）。

議決は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第 8 章 運営委員会

第 22 条（構成）

運営委員会は、運営委員、教職員および地域学校協働活動推進員により構成する。

第 23 条（開催）

運営委員会は、8 月を除き原則として月 1 回開催する。

開催日および回数は運営委員で協議し決定する。

第24条（任務）

運営委員会は次の事項を行う。

1. 総会の議決に基づく会の運営
2. 議案の審議検討
3. 総会提出事項の整理
4. その他必要事項の審議

議決は出席者の過半数の賛成による。

第9章 個人情報の取扱い

第25条（個人情報）

この会は、会員の氏名・住所・連絡先等の個人情報を収集・管理・運用しない。

運営委員への連絡は、本人の意思により提供された手段を用いる。

運営委員の氏名および児童名は、学校内に限り必要に応じて公表する。

第10章 改正

第26条（改正）

この規約の改正は、事前に通知の上、総会の承認を必要とする。

2026年3月25日 改訂・制定

2026年4月1日 施行